

# 都市計画道路区域内における建築制限の緩和 ～3階建てが建てられるようになりました～

## 【建築制限緩和の概要について】

都市計画法第53条により、都市計画道路内においては、事業の円滑な施行を確保するため、一定の建築制限が課せられていますが、宮崎市では、平成26年4月1日から一部路線については鉄骨造等の3階建てが建てられるようになりました。

## 【建築制限緩和の対象について】

**当該路線の事業の着手が、近い将来見込まれていないなどの路線**が対象となります。

(別紙「対象路線図」参照)

※事業の実施が決定した段階で、緩和の対象路線外となります。「対象路線図」については随時更新します。

## 【建築制限緩和の基準について】

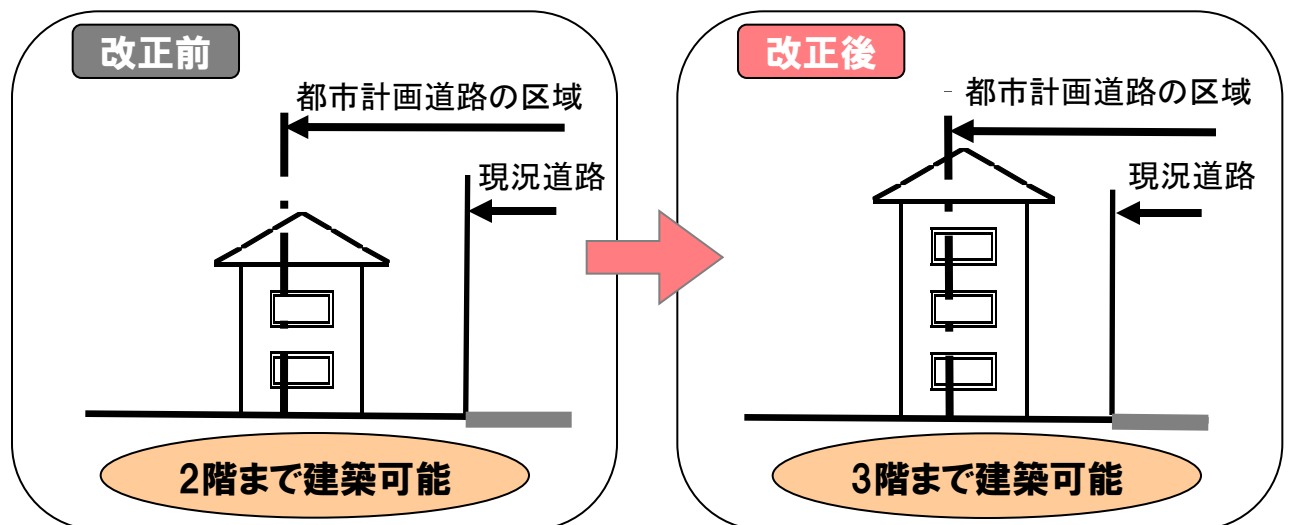
許可に係る建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができものであると認められる時は、許可を行います。

- 1 **階数が3以下**であり、かつ地階を有しないこと。
- 2 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

※関係法令等の許可・審査基準等において他に制限がある場合がありますので、許認可担当課に事前にご相談してください。

## 【緩和のイメージ図】

これまでの許可基準	新しい許可基準
2階建て以下、地下無し(構造等に制限あり)	3階建て以下、地下無し(構造等に制限あり)



問合せ先

宮崎市 都市整備部 都市計画課 計画係

(TEL)0985-21-1811 (Mail)30tosike@city.miyazaki.miyazaki.jp